

さぬき空港公園イベント広場の利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さぬき空港公園イベント広場(以下「広場」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(広場の利用)

第2条 広場を利用する者は、都市公園法(昭和31年法律第79号)、香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号。以下「条例」という。)その他関係法令を遵守し、広場を適正に利用しなければならない。

2 さぬき空港公園指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、広場を一般公衆の利用に供するとともに、特定の者が長期又は独占的に広場を利用することのないよう適切に管理しなければならない。

(利用の申込み)

第3条 指定管理者は、広場の平等な利用と利用者の安全を確保するため、その利用の調整を行うものとする。

2 広場を専用使用(条例第3条第1項各号に掲げる行為を除く。)により利用しようとする者は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の7日前までにさぬき空港公園イベント広場利用申込書(第1号様式)により指定管理者に申込みを行い、その承認を受けなければならない。

3 前項の申込みは、ファクシミリを利用して送信することにより行うことができる。

4 指定管理者は、第2項の承認をするときは、広場の管理上必要な範囲内で、チャーターバス又は公共輸送機関を利用すること、駐車場等の施設における誘導員を配置することその他の条件を付することができる。

(承認の基準)

第4条 前条第2項に規定する利用は、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該利用に係る面積が広場の面積の概ね3分の2以内でなければならない。

(1) 利用の内容に関する事項

- イ 入場料、参加料等の料金を徴収しないものであること。
- ロ 軽易なスポーツ、レクリエーション等の活動を行うものであること。
- ハ 運動会、音楽会、コンサート等のイベントである場合は、小規模なものであること。
- ニ 法又は条例に基づく許可を要しない行為であること。

(2) 広場の管理に関する事項

- イ 利用の面積をできる限り抑制し、一般公衆の利用を妨げないものであること。
- ロ 広場の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがないこと。
- ハ 広場の施設又は設備を損傷するおそれがないこと。
- ニ 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上の支障がないこと。

2 前条第2項の承認は、申込みの先着順に行うものとする。

（審査及び調整）

第5条 指定管理者は、第3条第2項の申込みがあったときは、その利用が前条に規定する基準に適合するものであるかどうかを審査し、利用日、利用の時間及び場所が重複しないように調整をするものとする。

2 前項の調整は、広場の一般公衆の利用に供する面積が常に広場の面積の概ね3分の1以上になるように行うものとする。

（承認書の交付）

第6条 指定管理者は、第3条第2項の承認をしたときは、申込みを行った者にさぬき空港公園イベント広場利用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による交付について準用する。

（行為の制限）

第7条 第3条第2項の承認を受けた者は、広場の利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用に係る面積を変更し、又はその場所を変更すること。
- (2) 施設若しくは工作物その他の物件（土地に固定しないものを含む。）を設けて占用し、又は備品類を搬入すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、広場において一般の利用者に迷惑又は危険を及ぼすおそれのある利用を行うこと。

（専用使用により利用することができる時間）

第8条 広場を専用使用により利用することができる時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、専用使用により利用することができる時間を変更することができる。

（利用することができない日）

第9条 広場を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、広場を利用することができない日を変更し、又は広場を利用することができない日を設けることができる。

（原状回復）

第10条 第3条第2項の承認を受けた者は、広場の利用を終了したときは、速やかに仮設物の撤去、清掃等により広場を原状に復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

（指導等）

第11条 指定管理者は、広場の適正な管理を図るため専門的知識を必要とするときは、高松土木事務所に指導又は助言を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。